

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第46号

瀬戸市河川管理条例の一部を改正する条例

瀬戸市河川管理条例（平成12年瀬戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2 土地占用料（第5条関係）				別表第2 土地占用料（第5条関係）			
占用の種類		単位	占用料 (単位円)	占用の種類		単位	占用料 (単位円)
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>840</u>
	<省略>		<省略>		<省略>		<省略>
	その他の柱類	<u>74</u>	その他の柱類		<u>75</u>		
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>		
<省略>		<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>
備考 1から4まで <省略>				備考 1から4まで <省略>			

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。